

別紙様式 1

財務（支）局長 殿

証券会社名

代表者名

印

今般、以下のように { ①障害等が発生した
②サイバー攻撃を検知した
③サイバー攻撃の予告を受けた } ので、

年 月 日付 第 号に基づき報告します。

(新規・続報)

障害発生等報告書

(財務（支）局)

財務局受付者名	
受付日時	年 月 日 時 分
連絡者	所属： (電話番号) - - 氏名：
状況	発生日時： 年 月 日 時 分頃
障害原因	未確認・確認済 ()
復旧見込	日 時頃 ・ 不明
復旧までの影響	
対処状況	復旧までの対応策： 対 外 説 明：
事後改善策	

(記 載 要 領)

1. 障害発生等の状況に照らして報告文中の①～③のいずれかを選択するとともに、太枠内を記載すること。
2. 障害の状況等が多岐に亘る場合、本様式記載のうえ別紙添付可（様式任意）。
3. 「状況」欄には、障害等の状況のほか、発生場所（市町村名まで）、被害が確認されている場合には必要に応じ、被害の状況を記載すること。
4. 「対処状況」の「復旧するまでの対応策」については、応急措置、抜本的対応（代替措置等）、抜本的対応の準備に要する時間等を記載すること。
5. 障害等がサイバーテロによるものである場合は、以下の事項についても、判明した範囲で記載すること。
 - ① 攻撃の種別（不正アクセス、サービス不能攻撃、情報漏えい・改ざん、システム破壊等）及び原因
（セキュリティーホール、侵入経路、不正プログラム等） 【障害原因欄】
 - ② その他の連絡先（警察、セキュリティー関係機関、他省庁等） 【対処状況欄】
 - ③ 他の事業者に対する攻撃の可能性 【状況欄】

別紙様式 2

類似商号使用者に対する警告書 (案)

株式会社〇〇証券

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務 (支) 局長 印

証券会社でない者は証券取引法第 31 条第 2 項の規定により、その商号のうちに証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の商号は同規定に抵触していると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとします。

また、証券業は登録事業であり、登録のない者がこれを行うことは「証券取引法」に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

(注) 是正措置予定の回答は、概ね、発送日から 2 週間を目途とする (以下の案文についても同じ。)

別紙様式 3

類似商号使用者に対する警告書 (案)

〇〇証券委託株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務 (支) 局長 印

証券会社でない者は証券取引法第 31 条第 2 項の規定により、その商号のうちに証券会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならないこととなっております。

貴社の商号は同規定に抵触するおそれがあると認められますので、直ちに商号を変更されますよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

また、証券業は登録事業であり、登録のない者がこれを行うことは「証券取引法」に抵触することとなりますので、念のために申し添えます。

別紙様式 4

類似商号使用者に対する警告書 (案)

〇〇証券委託株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務 (支) 局長 印

先般、貴社の商号は、証券取引法第 31 条第 2 項の規定に抵触するおそれがあると認められるので、直ちに商号変更を行うよう警告したところでありますが、当局のその後の調査により、貴社の商号は同規定に抵触していると認められます。(また、貴社の業務は、証券業に該当することも判明しました。)

証券会社でない者が、その商号のうち証券会社であると誤認されるおそれのある文字を使用 (したり、証券業を営んだり) することは、証券取引法の規定により固く禁じられておりますので、直ちに商号変更される (とともに、当該行為を取り止める) よう再度警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

(注) () 内は、当該業者が無登録で証券業を行っている場合の警告文である。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 5

無登録で証券業を行っている者に対する警告書 (案)

〇〇商事株式会社

代表取締役社長〇〇〇〇 殿

財務 (支) 局長 印

証券業は、内閣総理大臣の登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は証券業に該当していると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。

つきましては、貴社における是正措置予定を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合若しくは当局の警告に応じられない場合は、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

別紙様式 6

無登録で証券業を行っているおそれがある者に対する照会書 (案)

〇〇株式会社

代表取締役社長 〇〇〇〇 殿

財務 (支) 局長 印

証券業は、内閣総理大臣の登録を受けなければこれを営むことが出来ないこととなっております。

今般、当局が調査しましたところ、貴社の行為は証券業に該当しているおそれがあると認められます。

つきましては、貴社における業務の状況を 年 月 日までに書面によりご回答願います。

なお、期限までに回答がなされない場合、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 8

文 書 番 号
年 月 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について

年 月 日付 第 号をもって貴社に通知した検査結果に係る問題点に関し、証券取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 59 条第 1 項の規定に基づき、報告書の提出を命ずる。

報告書には、通知した問題点に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策を明記し、
年 月 日()までに報告されたい。

なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく審査請求をすることができる。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。

別紙様式 11

確認事務処理状況報告書

年 月

証券会社又は銀行等名 (部署名)	受 理 年月日	確 認 申 請 書 の 内 容					処 理 状 況	
		関係者名	役 職	顧客名	事故の 概 要	利 益 提 供 額	処 理 年 月 日	処 理 の 内 容

(記載要領)

- 1 「事故の概要」欄及び「提供しようとする財産上の利益の額」については、確認申請書の中から該当事項を抜粋して記載する。
- 2 「処理の内容」欄については、「確認」と「確認拒否」とに区分して、それぞれ次のように記載する。
 - (1) 「確認」の場合は「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」(「外国証券業者に関する内閣府令」第 24 条第 12 項において準用する場合を含む。) 第 5 条又は「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 22 条の該当条項を記載する。
 - (2) 「確認拒否」の場合はその理由を記載する。
- 3 「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第 6 条第 2 項及び「金融機関の証券業務に関する内閣府令」第 23 条第 2 項の規定に基づく報告については記載を要しない。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 12

証券会社に関する苦情受付票

属 性			
日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 [電話・来局・文書]		
証 券 会 社 名			
申 出 者		応 接 者	
苦 情 内 容			
摘 要			

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 13

連 絡 箋

属 性			
日 時 ・ 場 所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照 会 者		応 接 者	
照 会 内 容			
回 答 案			
処 理			

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 14

応 接 箋

属 性			
日 時 ・ 場 所	年 月 日 () [電話・来局・その他]		
照 会 者		応 接 者	
照 会 内 容			
回 答			
備 考			

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 15

証券会社登録番号台帳

財務局

登 録 番 号	登 録 年 月 日	証 券 会 社 名
(証) 第 号	年 月 日	

(注) 登録を抹消した場合には、＝線を引くものとする。

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 16

文 書 番 号
年 月 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

証券業の登録について

年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記のとおり登録しましたので、証券取引法第 62 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

登録年月日

年 月 日

登録番号

財務(支)局長(証)第 号

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 17

文 書 番 号

年 月 日

(商号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

証券業の登録の拒否について

年 月 日付で申請のあった証券業の登録の申請については、下記の理由により拒否したので、証券取引法第 62 条第 3 項に基づき通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)に基づく審査請求をすることができます。

また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

拒否の理由

(日本工業規格 A 4)

別紙様式 18

証券会社登録簿縦覧表

縦覧日	縦覧者 氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録 番号	証券会社名	貸出 時間	返納 時間	確認 印

証券仲介業者の状況

年 月末日現在

区分	証券仲介業者名	登録番号	登録年月日	所属証券会社等

- (注) 1. 登録番号順に記載すること。
2. 区分の欄には、法人または個人の別を記入すること。
3. 当四半期中に証券仲介業者名、所属証券会社等の変更があった証券仲介業者については、変更部分に下線を引くこと。
4. 当四半期中に証券仲介業者でなくなった者がある場合は、欄外に当該業者名、登録番号、廃止等事由、廃止等年月日を記載すること。